

令和7年度家畜人工授精に関する講習会開催要領

1 目的

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づき、家畜人工授精師を養成し、県内における家畜の改良増殖を推進する。

2 対象家畜の種類及び講習会の別

牛、家畜人工授精に関する講習会

3 開催期日

令和8年1月19日（月）～令和8年2月20日（金）
ただし土、日、祝日、2月10日（火）を除く。

4 場所

（1）学科、実習及び修業試験

福島県農業総合センター農業短期大学校

所在地：福島県西白河郡矢吹町一本木446番地1

（2）一部の実習

福島県農業総合センター畜産研究所

所在地：福島県福島市荒井字地藏原甲18番地

5 受講人員

25名

6 受講手数料

28,000円

7 受講資格

家畜改良増殖法第17条第1項及び第2項各号に該当しない者

8 受講手続

（1）選考申込書の提出

講習会を受けようとする者は、「**家畜人工授精に関する講習会選考申込書**」（別記様式第1号）を**令和7年11月21日（金）**までに所轄の家畜保健衛生所等に提出すること。

なお、各家畜保健衛生所は、提出された「家畜人工授精に関する講習会選考申込書」（別記様式第1号）を取りまとめの上、令和7年11月28日（金）までに畜産課に提出すること。

(2) 受講者の決定

「家畜人工授精に関する講習会選考申込書」を提出した者から受講者を選定する。

なお、受講申込者が講習会の定員を超えるときは、県内在住者及び畜産関係の業務に従事又は従事する予定の者を優先することとし、必要に応じて抽選により受講者を決定する。

(3) 受講願書の提出

選考の結果、受講を許可された者は、「**家畜人工授精に関する講習会受講願書**」(様式第2号)に**28,000円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書(任意様式)を添えて、令和7年12月26日(金)までに所轄の家畜保健衛生所等に提出**すること。

なお、家畜保健衛生所は、提出された「家畜人工授精に関する講習会受講願書」(様式第2号)を取りまとめの上、令和8年1月8日(木)までに畜産課に提出すること。

※家畜改良増殖法施行規則第24条の2第1項に基づく講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、「学科目取得証明書」(別記様式)を添付すること。

9 講師

福島県農林水産部畜産課、福島県農業総合センター畜産研究所及び農業短期大学校職員

10 講習会日程

別紙 令和7年度家畜人工授精に関する講習会日程表のとおり

11 修業試験の合格基準

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目(実習を含む。)の平均点が60点以上とする。ただし、平均点が60点以上であっても50点未満の科目が2科目以上ある場合、又は40点以下の科目が1科目でもある場合は不合格とする。

12 合格証書の交付

修業試験に合格した者には、合格証書を交付する。

13 使用テキスト

一般社団法人日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工授精講習会テキスト」を使用する。受講者は、事前に購入のうえ、当日持参すること。

(参考)家畜人工授精講習会テキスト(家畜人工授精編：令和5年8月改訂版)

一般社団法人 日本家畜人工授精師協会

〒135-0041 東京都江東区冬木11-17 イシマビル17階

TEL：03-5621-2070 FAX：03-5621-2077

14 その他

(1) 受講経費

受講に要する経費のうち、旅費、宿泊経費、テキスト代等は受講者の負担とし、宿泊先等は受講者が各自確保すること。

また、福島県家畜改良増殖法施行条例第5条第4項により、既に納付された講習会受講申請手数料は、返還しないこととする。

(2) 疾病、事故等に対する補償

県は、受講中（移動のための旅行を含む。）の疾病及び事故等に対する責任補償は一切負わないものとする。

(3) 受講者の携行品

受講者は、各自で筆記用具、テキスト、選考結果の通知書、作業着（実習）、手袋（実習）、未使用の長靴（実習）、健康保険証を携行すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症等に係る留意事項について

講習会期間中に新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等に感染し、受講時間が規定の時間に達しなかった場合や、修業試験を受験できなかった場合、家畜人工授精師免許の申請に必要な講習会合格証書の交付ができないことがある。

講習会期間の途中で講習が受けられなくなった場合でも、講習会受講申請手数料は返還しないこととする。

【家畜保健衛生所等一覧】

担当公所	所在地	電話番号 (FAX)	管轄区域
中央家畜保健衛生所	〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺 字新屋敷114-12	0247-57-6131 (0247-57-6144)	郡山市、須賀川市、田村市、田村郡、石川郡、岩瀬郡、白河市、西白河郡、東白川郡、いわき市
県北家畜保健衛生所	〒960-8132 福島市東浜町5-18	024-531-1301 (024-531-6810)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
会津家畜保健衛生所	〒965-0077 会津若松市高野町大字上高野字村前90	0242-25-0599 (0242-25-0799)	会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
相双家畜保健衛生所	〒975-0033 南相馬市原町区高見町 1-276-1	0244-24-3451 (0244-24-3614)	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
福島県農林水産部畜産課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 (西庁舎9階)	024-521-7365 (024-521-7939)	県外在住者